

国際的なパンデミック対策と 我が国の健康危機管理

座長 金谷泰宏[†]第71回国立病院総合医学会
(平成29年11月10日 於 高松)

IRYO Vol. 72 No. 11 (450-452) 2018

要旨

近年、新型インフルエンザ・エボラ出血熱・デング熱・ジカ熱等の新興・再興感染症が世界規模で拡大する事案が相次いで報告されている。かつて、エボラ出血熱はわが国においては遠くアフリカの風土病であるという認識が根強かった。しかしながら、交通機関の発展にともない世界規模で感染症のリスクが増大している。とりわけ記憶に新しいジカ熱はブラジルから瞬く間にアジアの問題となった。これらの感染症は、国際紛争にともなうリスク以上にわが国のみならず世界各国に差し迫る危機をもたらす可能性がある。世界保健機関（WHO）においても国際的な連携体制の構築が喫緊の課題となっている。このように感染症対策は国際的な枠組みでの対策が求められていることから、本シンポジウムでは、生じうるパンデミックにともなう健康危機に対する国内外の取り組みとわが国の国際貢献のあり方について取り上げ、臨床感染症、感染症疫学、水際対策、国際保健の分野の専門家から「数理モデルを活用した国際感染症のリアルタイム分析研究」など最新の知見について報告をいただいた。課題として地域の健康危機管理を担う保健所に対する国際保健規則（International Health Regulations: IHR）への理解の重要性が示唆された。

キーワード パンデミック、水際対策、数理モデル、国際保健規則

はじめに

わが国において、国際的な感染症対策の重要性を初めて認識させた感染症として、2002年から2003年にかけて世界的な流行を引き起こした重症急性呼吸器症候群（Severe acute respiratory syndrome:

SARS）がよく知られている。とりわけ、2003年にわが国を訪問した渡航者が帰国後、SARSを発症したことで、国をまたいでの情報収集が求められるなど、情報が少ない中での対応が求められた。さらに、その後の鳥インフルエンザの出現という新たな感染症の流行を防ぐため、世界保健機関（WHO）にお

国立保健医療科学院 健康危機管理研究部 [†]医師

著者連絡先：金谷泰宏 国立保健医療科学院 健康危機管理研究部 部長 〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

e-mail: kanatani.y.aa@niph.go.jp

(平成30年3月14日受付, 平成30年7月13日受理)

Planning for Global Pandemic and Health Crisis Management in Japan

Yasuhiro Kanatani, National Institute of Public Health Department of Health Crisis Management

(Received Mar. 14, 2018, Accepted Jul. 13, 2018)

Key Words: pandemic, border control, mathematical model, International Health Regulations

いて国際保健規則 (International Health Regulations: IHR) が2005年に改正され、2007年から発効されることとなった¹⁾。時を同じくして、わが国において新型インフルエンザに備えるための「新型インフルエンザ対策行動計画」がとりまとめられた。本計画は、①水際対策 (予防まん延防止)、②国際連携 (情報収集と共有)、③国内対応 (医療、サーベイランス、社会・経済活動の維持) の3つから構成されており、2009年に発生した新型インフルエンザ (A/H1N1) のパンデミックに対してその真価が試されることとなった。本計画の目的は、水際対策により国内への感染流行を遅らせることで時間を稼ぎ、この間に国内の感染予防体制を整えることにあった。しかしながら、国内への流行を遅らせるという点で一定の効果はあったものの、その後の国内流行においていくつかの課題を残すこととなった。とくに、新型インフルエンザ (A/H1N1) への対応に関しては、情報が少ない中で、健康リスクをいかに正確に見積もり、そのリスクに応じた対策をどう立案し科学的に検証するかという問題が顕在化した。

2014年にアフリカで発生したエボラ出血熱の流行は、新型インフルエンザ (A/H1N1) とは比較にならない致死率とワクチンという対抗手段を持ち得ないという点からも発生国のみならず国際社会が協調して封じ込めることが求められた。水際対策もさることながら、その発生源を断つため、わが国としては、感染症治療と看護の専門家を現地に派遣するという人的支援を求められることとなった²⁾。このような国際感染症の発生を防ぐための手段として、発生後の対応だけではなく、平時からすべての人が、予防、治療、リハビリなどの保健医療サービスを、支払可能な費用で受けられる体制の構築が求められており、今日、WHOは、ユニバーサル・ヘルスカバレッジ (UHC) を推進させることで、世界規模での保健医療施設、保健医療従事者の能力強化、医薬品供給体制、医療費の保障制度、文化的社会的障壁の軽減などの実現を推進している (<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs395/en/>)。

2015年には、翌年のオリンピック・パラリンピックを控えた南アメリカにおいてジカ熱の流行が報告された。とりわけ、ジカ熱に関しては妊婦への感染が母子感染による小頭症等の先天異常の原因になるとの報告を受け、国民に対するリスクコミュニケーションの重要性が示唆されたところである (<http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/204513/1/>

WHO_ZIKV_RCCE_16.1_eng.pdf)。

このように21世紀における世界的な感染症危機管理を考える場合、①感染症のグローバル化、②感染症危機管理における院内感染対策の重要性、③標準予防策と感染経路別予防策、④サーベイランス、⑤国際的な監視体制 (サーベイランス) の強化、⑥地域 (現場) ~国~国際社会の連携、⑦迅速対応と柔軟性 (政策意思決定)、⑧多分野連携とコミュニケーション、⑨日常の感染症対策を通じた能力強化が求められる。

シンポジウムの展開

先に述べたとおり、“国際的なパンデミック対策とわが国の健康危機管理”を考える上で、本シンポジウムでは、水際対策、健康被害予測、国際連携という3つの視点から4人の専門家より講演をお願いした。

まず、水際対策という視点から「検疫所における水際対策について」というテーマで東京検疫所東京空港検疫所支所の渡邊顕一郎支所長から、わが国の検疫制度についてご説明いただき、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて訪日外国人の飛躍的な増加が見込まれる中、東京空港検疫所支所が限られた人的資源でいかに対応しているのか現状と課題について述べていただいた。

次に、健康被害予測という視点から、「数理モデルを活用した国際感染症のリアルタイム分析研究」というテーマで北海道大学 西浦博教授より、これら感染症がどのような健康リスクを有し、仮に国内に侵入した場合の感染流行の予測とこれに対する対策の有効性についていかに科学的に検証を行うのかという点について、数理モデルの設計とその実践についてこれまでの国際感染症における事例を参考に述べていただいた。最後の視点として、国際連携として、まずは国際感染症の現場に医療関係者を派遣された国立国際医療研究センターの大曲貴夫病院副院長より、「国際的なパンデミック対策の状況」というテーマで、国際感染症センターにおける活動を中心に、海外での活動の経験を医療機関における感染予防にどのように活かし、どのように人材を育成していくかについて現状と課題にふれていただいた。

一方、国際連携のもう一つの仕組みとして、国立保健医療科学院の富田奈穂子主任研究官より、「WHOの感染症対策とわが国の政策」というテー

マで、途上国における感染症への予防・備えの強化とそれを通じた UHC の推進に向けた WHO の取り組みについて現状と課題について解説していただいた。

おわりに

本シンポジウムにおいて、わが国がどのように国際感染症に備えるべきか、水際対策、健康被害予測、国際連携に絞って4人の専門家から現状と課題について話を聞くことができた。国の果たす役割として途上国の人的、制度的な支援と関係各国におけるすみやかな情報収集と国民へのリスクコミュニケーションの重要性が示唆された。とりわけ、リスクを科学的に評価する数理モデルの活用は、国レベルにとどまらず、地方自治体まで浸透することが期待される。一方で、国際感染症の対応の最前線に立つ検疫所と医療機関は、危機発生時に備えた平時からの教

育・訓練の重要性が求められる。一方で、地域における国際感染症に関する情報を吸い上げ、国を介して国際機関と共有していく体制を構築するにあたり、地域の健康危機管理の拠点である保健所職員に IHR の理解を徹底していくことの重要性が指摘された。

〈本論文は第71回国立病院総合医学会シンポジウム「国際的なパンデミック対策と我が国の健康危機管理」として発表した内容を座長としてまとめたものである。〉

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。

[文献]

- 1) 厚生労働省. 厚生労働白書 平成22年版. 2010.
- 2) 厚生労働省. 厚生労働白書 平成27年版. 2015.